

# 中国ビジネス Q&A 中国における「營改増」の最終章

**Q** 中国における營業税が今年5月に増値税に一本化されたと同じでしたが、その状況および留意点についてご教示ください。

**A** 中国財政部と国家稅務總局は2016年3月23日に、「營業税に代えて増値税を徵收する試験の全面的な実施に関する通知」（以下、財稅[2016]36号）を公布しました。財稅[2016]36号により、不動産業、建築業、金融業、生活サービス業の4業種が5月1日から「營業税から増値税への轉換（以下、營改増という）」の対象に追加されたことで、中国全土において増値税への一本化が実現しました。本稿はこれまでの營改増の経緯を振り返り、最終段階に入った当該改革の現状および留意点について解説します。

## 1 營改増の経緯を振り返る

營改増は、2012年1月1日から上海で先行して実施され、13年8月1日から全国での実施に踏み切り、14年6月1日から電信業も対象に含まれ、16年5月1日から建築業などの4業種が追加されました。4年半かけた一連の取組みを通じ、中国全土ですべての業種にわたる増値税への一本化が図られました。

營改増のロードマップは、二つの傾向を示しています。

一つは試行地域の順次拡張です。当初12年1月の上海地域限定から、8カ月後の9月から年末にかけて北京などの8地域に拡大され、さらにその1年後の13年8月に全国展開されています。

もう一つは対象業種の順次拡大です。当初12年は交通運輸業および6つのサービス、いわゆる「1+6モデル」の試行に限定していましたが、13年8月の全国展開とともにラジオなどのサービスを追加した「1+7モデル」に、さらに14年1月および6月に、郵政サービス業と電信サービス業を追加して「3+7モデル」となりました。そして、今度の4業種を対象に加え、すべての業種をカバーすることになりました。

当初、政府の計画では營改増の目標を15年までの完了と決めていましたが、金融保険業については税率、税負担の試算・検証、建築業などのサービスについても関連調査研究に時間がかかり、14年半ば以降、營改増の取組みは足踏み状態に陥りました。しかし、経済全体がスローダウンしている現状では、経済成長を6.5%にキープするために企業の税負担軽減を早期に実施しなければならず、それが營改増の主な目的の一つとな

表 1

改革開始日	対象地域	対象業種
2012年1月1日	上海市	交通運輸業および一部の現代的サービス業（いわゆる「1+6モデル」）
2012年9月1日	北京市等の8省市 <sup>注1</sup>	同上
2013年8月1日	全土	ラジオ、映画、テレビの製作、配給および放映サービスを追加（いわゆる「1+7モデル」）
2014年1月1日	同上	鉄道運輸業および郵政サービス業を試験範囲に追加（いわゆる「2+7モデル」）
2014年6月1日	同上	電信業を試験範囲に追加（いわゆる「3+7モデル」）
2016年5月1日	同上	不動産業、建設業、金融業、生活関連サービスの4業種を追加（いわゆる「フルモデル」）

（注1）北京市以外に、江蘇省、安徽省、福建省、広東省、天津市、浙江省、湖北省が対象。北京市：12年9月1日から、江蘇省、安徽省：同年10月1日から、福建省（アモイ市を含む）、広東省（深圳市を含む）：同年11月1日から、天津市、浙江省（寧波市を含む）、湖北省：同年12月1日から実施。

りました。

營改増の経緯は表1の通り。

## 2 現行適用される主要通達

營改増が全面的に実施されることになった16年5月1日以降、適用される主要な規定は財稅[2016]36号とその4つの付属文書です。

付属文書1：「營改増試行の実施弁法」

「課税サービス範囲注釈」（付属文書1付属）

付属文書2：「營改増試行の関連事項に関する規定」

付属文書3：「營改増試行の経過措置に関する規定」

付属文書4：「国外への課税サービスに適用する増値税ゼロ税率および免税政策に関する規定」。

なお、財稅[2016]36号公布後、国家稅務總局から増値税の納税申告などの徵税管理に関する規定、および建築業、不動産業に関するいくつかの管理弁法なども公布されています。

## 3 營改増対象サービスの範囲と適用税率

營改増により、最終的に、一般納税者に適用される増値税率は表2の通りとなります。なお、簡易課税が適用される場合、徵收率は3%または5%となります。

## 4 財稅[2016]36号による4業種に対する主な政策

### (1) 建築サービス業

建築サービス業には、工事サービス、据え付けサービス、修繕サービス、内装サービス、その他の建築サービスが含まれ、通常は一般納税者に対しては11%の税率が適用されます。

従来の營業税率の3%より増値税率が高くなりますが、買手に増値税相当額を転嫁できると想定して試算すると、負担は軽

減されることとなります。ただし、營改増後に納税者の負担が増加しないように、経過措置として、一定の場合（旧プロジェクトだけでなく、清包工方式<sup>注1</sup>、甲供方式<sup>注2</sup>の場合も含む）には、仕入税額の控除はできないものの、より低い徵收率が適用される簡易課税方式を選択適用することが認められています。

### (2) 不動産の販売

従来、不動産の販売に対しては、5%の營業税率が適用されていましたが、營改増後は一般納税者に対しては11%の増値税

DT 弁護士法人  
中国律師 鄭 林根

表 2

税率	適用業種	適用範囲
17%	有形不動産リースサービス <sup>※1</sup>	有形不動産ファイナンス・リース、有形不動産オペレーティング・リース
11%	交通運輸業	陸上運輸サービス（鉄道運輸およびその他陸上運輸）、水上運輸サービス、航空運輸サービス（宇宙運輸サービス・宇宙船の打ち上げ）、パイプライン運輸サービス
	郵政サービス業	一般郵政サービス、特殊郵政サービス、その他郵政サービス
	電信サービス業	基礎電信サービス
	建築サービス業	工事サービス、据え付けサービス、修繕サービス、内装サービス、その他の建築サービス
	不動産リースサービス <sup>※2</sup>	不動産ファイナンス・リース、不動産オペレーティング・リース
	不動産販売	不動産所有権の譲渡
	無形資産の譲渡業務	土地使用権譲渡
6%	電信サービス業	付加価値電信サービス
	金融サービス業	貸付サービス、直接チャージ金融サービス、保険サービスおよび金融商品の譲渡
	現代的サービス業	研究開発および技術サービス <sup>※3</sup> 、情報技術サービス <sup>※4</sup> 、文化創意サービス <sup>※5</sup> 、物流補助サービス <sup>※6</sup> 、検証コンサルティングサービス <sup>※7</sup> 、ラジオ・映画・テレビサービス <sup>※8</sup> 、ビジネス補助サービス <sup>※9</sup> 、その他の現代的サービス
	生活サービス業	文化スポーツサービス、教育医療サービス、旅行娯楽サービス、飲食宿泊サービス、住民日常サービスおよびその他の生活サービス
	無形資産の譲渡業務	無形資産の所有権および使用権の譲渡、土地使用権の譲渡は除く
0%	国外へ提供する課税サービス	

(注 1) 現代的サービス業のリースサービスに分類されている。  
 (注 2) 現代的サービス業のリースサービスに分類されている。  
 (注 3) 研究開発サービス、契約省エネルギー管理サービス、工事探査調査サービス、専門技術サービス  
 (注 4) ソフトウェアサービス、回路設計およびテストサービス、情報システムサービス、業務プロセス管理サービス、情報システム付加価値サービス  
 (注 5) 設計サービス、知的財産権サービス、広告サービス、会議・展覧会サービス  
 (注 6) 航空サービス、港湾サービス、貨物運輸および乗客運輸サービス、サルベージ救助サービス、積降運送サービス、倉庫および荷役運送サービス、集配サービス  
 (注 7) 認証サービス、検証サービス、コンサルティングサービス  
 (注 8) 放送プログラム（作品）の製作サービス、配給サービス、興行（放映を含む）サービス  
 (注 9) 企業管理サービス、仲介代理サービス、人力資源サービス、安全保護サービス

率が適用されます。ただし、営改増後に納税者の負担が増加しないように、財税 [2016]36 号の経過措置として、16 年 4 月 30 日以前の「プロジェクトの不動産」を販売する場合、一般納税者も簡易課税方式を選択し、5%の徴収率を適用することができますとされています。

**(3) 金融サービス業**

金融サービス業は、金融保険の経営・業務活動を指し、貸付サービス、直接チャージ金融サービス、保険サービスおよび金融商品の譲渡が含まれています。

上記の通り、金融サービス業の営改増の税率設計、検証、試算は非常に困難な作業となり、営改増の進捗にも影響をきたしました。

営改増後、基本税率は従来の営業税率より 1%高い 6%になりました。簡易課税方式を適用する場合は、3%の徴収率が適用されます。

なお、金融サービスの提供により得た収入のうち、従来営業税が免除されていたものは、基本的に営改増後も免税の取扱いが継続されます。ただし、金融サービスに関して、借入利息に係る増値税は控除できないこととなっています。

**(4) 生活サービス業**

生活サービス業は、住民の日常生活の需要を満足するため、各サービスを提供するものを指し、文化スポーツサービス、教育医療サービス、旅行娯楽サービス、飲食宿泊サービス、住民日常サービスおよびその他の生活サービスが含まれます。

営改増前、大部分の生活サービスに対しては、3%または 5%の営業税率が適用されていましたが、営改増後、一般納税者には 6%の増値税率が適用されることとなります。なお、特別規定として、文化スポーツサービスの提供については、3%の簡易課税を選択することができるとされています。ただし、飲食、住民日常および娯楽サービスの購入に係る増値税は控除できないこととなっています。

**5 営改増後の問題点および課題**

営改増は一定の成果をあげたと評価できる半面、課題も指摘されており、実務において取扱いが不明な事項もまだまだ多々あります。

建築業に関しては、不動産開発企業が営改増後、土地購入代金が課税計算において課税対象となる売上額からの控除を認められていることで、税負担が過度に下げられ、不動産価格の上昇につながる

疑問も出てきています。

金融サービスについては、営業税率時代と比べると、課税収入の範囲が拡大され、税負担が増加していること、また、仕入れ控除の証憑などの取得が難しい場合があり、実際控除できるものが予想より少ないこと、IT システムの入れ替えもコストの投入が必要で、銀行にとっては過大な負担となっていることなどの問題があります。

問題を解決するため、国家税務総局は、9 月下旬から 10 月 20 日まで、10 月 21 日から 12 月下旬まで、12 月末から 17 年 1 月末まで、段階的に営改増の実施状況に対して総括、評価、改善を行う予定です。

新たに増値税の納税者となった建築業、不動産業、金融業および生活サービス業の企業は、営改増後のコンプライアンス要求に対応しつつも、新しい規定の公布に留意する必要があります。

※意見にわたる部分は私見である。

注 1: 施工者は建築工事に必要となる材料を購入しない、あるいは補助材料のみを購入し、人件費、管理費あるいはその他の費用を発注者から受領する。

注 2: 全部または一部の設備、材料、動力などを発注者が提供する。